

「県民芸術文化祭 2026」企画運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山県民芸術文化祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が主催する「県民芸術文化祭 2026」の開催にあたり、企画運営等の業務の一部を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 「県民芸術文化祭 2026」企画運営等業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託上限額 6,050,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

- (1) 単独企業
 - ① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
 - ② プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
 - ③ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
 - ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと
 - ⑥ 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと
 - ⑦ 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること
 - イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること

- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していること
- (2) 共同企業体
- ① 各構成員が (1) ①～⑦に掲げる全ての項目を満たしている者であること
 - ② 共同企業体が2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
 - ③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きいものが代表者であること
 - ④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業、又はほかの共同企業体の構成員ではないこと
 - ⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定すること
- ア 目的
 - イ 共同企業体の名称
 - ウ 構成員の名称及び所在地
 - エ 代表者の名称
 - オ 代表者の権限
 - カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
 - キ 構成員の責任
 - ク 業務履行中における構成員の脱退に対する処置
 - ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - コ 解散後の瑕疵担保責任
 - サ 取引金融機関
 - シ その他必要な事項

4 プロポーザルの参加手続等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の通り書類を提出してください。

- (1) 提出書類 様式1「企画提案参加申込書」
- (2) 提出方法 電子メールで「12 提出・問合せ先」に提出してください。なお、送信後に必ず電話連絡をお願いします。
- (3) 提出期限 令和8年5月22日（金）17時（必着）
- (4) その他 事情により参加を辞退する場合は、令和8年5月29日（金）17時までに辞退届（様式任意）を電子メールで「12 提出・問合せ先」に提出してください。なお、送信後に必ず電話連絡をお願いします。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次の通り書類を提出してください。

なお電話等での口頭による質問は受け付けません。

- (1) 提出書類 様式2「質問票」
- (2) 提出方法 電子メールで「12 提出・問合せ先」に提出してください。なお、送信後に必ず電話連絡をお願いします。
- (3) 質問受付期限 令和8年5月22日（金）17時まで
- (4) 回答 質問に対する回答は、令和8年5月27日（水）17時まで（予定）に、富山県ホームページ内の本実施要領を掲載しているページに公開します。
- (5) その他 以下の質問については、受け付けません。
 - ・他の応募者に関する質問
 - ・審査員に関する質問
 - ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

6 企画書等の提出

本プロポーザルの参加申込者は次の通り書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくことがあります。

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

別紙仕様書を参照のうえ、業務の具体的な実施案を提案してください。※項目の順番が前後しても構いません。また複数項目を併せて提案しても構いません。

② 経費見積書（任意様式）

- ・本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出してください。なお、経費の内訳が具体的にわかるように記載してください。
- ・プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算出した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。（円未満切り捨て）

③ 委託業務実施体制報告書（任意様式）

- ・会社等の業務概要
- ・人員配置（本業務に従事する者の氏名、所属、役割（統括責任者、実施担当者、広報担当等）、職務経歴等）
- ・実施体制（統括責任者等の役割分担、指揮命令系統、連絡体制等）
- ・業務スケジュール
- ・過去の類似事例の受注実績

(2) 提出方法

ファイル形式はPDFとし、電子メールで「12 提出・問合せ先」に提出してください。

なお、送信後に必ず電話連絡をお願いします。提出するファイルの合計容量が 20MB を超える場合は事前に「12 提出・問合せ先」にご連絡ください。ファイルの送信方法を別途通知します。

(3) 提出期限 令和8年6月8日(月)正午(必着)

(4) その他

・次に掲げる場合については提案を無効とします。

ア 所定の日時までには所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合

イ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

・業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

・業務の実施にあたり、第三者(実行委員会及び受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

7 企画提案書の取扱いについて

提出いただいた提案書は、下記により取り扱います。

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属し、実行委員会は次の(2)のただし書き及び(3)の場合、提案書等を無償で使用する権利を持つものとします。

(2) 提案書等は、本業務委託事業者の選定以外に無断で使用しないものとします。

ただし、委託事業者として選定された提案者の提案書等については、委託事業者選定後、一定期間、ホームページ等での公表に使用することがあります。

(3) 提案書等は、委託事業者の選定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) 提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。

(5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、適宜、実行委員会との協議を重ねながら決定していきます。

(6) 提出した企画提案書を実行委員会に無断で他の事業等へ転用することはできません。

8 審査方法について

(1) 審査方法

プレゼンテーションによる審査を行い、委託候補者を決定します。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションに参加する者を制限する場合があります。

① プレゼンテーションの日時と場所(予定)

令和8年6月中旬(日時と場所については後日個別に連絡します。)

② プレゼンテーションの実施方法(予定)

- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は参加申込書の提出順とし、提出のあった企画提案書をもとに説明および質疑応答を行うものとします。
- ・プレゼンテーションの持ち時間は、1参加者あたり35分程度（説明15分以内、審査員からの質疑応答20分程度）の予定です。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は最大3名までとします。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

(2) 審査基準

別紙3「審査基準」のとおり

(3) 契約候補者の選定方法

各審査員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得したものを契約候補者として選定します。ただし、すべての提案について合計点が基準点（6割）を下回った場合は、委託候補者を選定しないことがあります。

(4) 審査結果通知

選定の有無にかかわらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」の「結果」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

9 契約手続き等

委託候補者と実行委員会は、内容を別途協議の上契約を締結します。

ただし、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。委託候補者と実行委員会は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行います。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において合計点が次点（基準点（6割）を満たしている場合に限る。）の候補者と協議することとします。

10 その他

- (1) 提出いただく案は、1参加者につき1案とします。
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (3) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、実行委員会の指示に従ってください。
- (4) 受託者は受託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託事業終了後も同様とします。
- (5) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、実行委員会に帰属するものとします。
- (6) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、

業務の一部については、受託者があらかじめ実行委員会と協議し、実行委員会が承認した場合に限り第三者へ委託又は請け負わせることができます。

(7) この要領の内容に不明点がある場合には、実行委員会の指示に従ってください。

11 今後のスケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) プロポーザル参加申込書提出期限 | 令和8年5月22日(金) 17時 |
| (2) 質問票提出期限 | 令和8年5月22日(金) 17時 |
| (3) 質問回答 | 令和8年5月27日(水) 17時 |
| (4) 参加辞退届提出期限 | 令和8年5月29日(金) 17時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年6月8日(月) 正午 |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和8年6月中旬(予定) |
| (7) 審査結果の通知、契約候補者の決定 | 令和8年6月中旬(予定) |

12 提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県民芸術文化祭実行委員会事務局(富山県文化振興室内) 担当: 林、水上

TEL : 076-444-3455

FAX : 076-444-4438

E-mail : abunkashinko@pref.toyama.lg.jp

受付時間は8時30分~12時、13時~17時15分まで(土日・祝日を除く)